

の經濟 ドクトル、

三十一行以上	自十一行至十行	一行	五錢活字三付
八	九	十	一行三吸付
錢	錢	錢	二日以上迄付
六錢五厘	七	八	一行三付
五厘五毛	錢	錢	十七日以上迄付
五錢八厘五毛	六	七	一行三付
五	錢	錢	十五日以上迄付
五	五	八	十六日以上
五	五	厘	十六日以上

時事新報の編輯より開する書信にして往々社員へ宛て御送致の向も有之候得其宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さるゝと寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候。

卷之三

西洋諸國にて教育に經濟上の價を附し學問を以て生活を買ふが如き虛空冒險の見込を立てたるは殆んど五年來のふとにして其見込を行はんが爲めに公私大小の方便を用ること右の如き次第にして思慮深き士人によるまでも心を動かし教育に經濟上の利益を求むるの理論は實地に然るものなりやとて自から考へ又人にも問ひ人民は教育なきが故に貧乏なりや、貧乏あるヶ故より教育なきや、無學の貧乏の本には非らざるかと種々吟味の末、折其成跡は上流とも下流にも社會全體に向て専門の教育と經濟上に價あるものと爲し其評價實に過ぎて徒らに尊重するみとは爲れり即ち高等學校大學の教育の如き何れも此風にして其出身の卒業生は西洋社會に充满し志氣高くして經濟拙く目に一丁字を譲らざる大工左官ダ日々收ひべき賃銀そら儲くる能はざるの有様なり百姓の子、鍛冶屋の弟が高等學校に修業して家に歸るや文字には高み智識には長けたれども心身怠惰にして德行は既に腐れ父兄と共に家業を執るの念あく、去りて多年書物より學び得たる所のものを應用すべき方便を見出せば勤勞少なくして給料を多き好地位とてへ更に得らる可死にもあらざれば終生その身の不運と訴へて快々樂まざるの極、十の七八は

教育の經濟 ピクトル、セメンズ原文の翻譯
貧民に學問なく富人に教育ありと云ふ天下普通の事實
は世間遂に無學と以て貧乏の本となし經濟の上より教
育に必要を説くに至れり之を別言すれば多數の人民は
渡世の難きも教育より其難と教ひ字を知るみと愈々
深ければ世を渡るほど愈々易く人の生活は其教育の度
に比例するものなりと云ふが如し世の少年は此思想を
抱き貧とあく富とあく貴賤共に教育と若狭し貧しが慶
夫職人は其子に教育を與ふれば自下自身の有様よりも
一段安き生活を得せしむ可しとの望を繋け其子の年頃
は丁度仕事と習ふべき時あれども仕事を歎ひるよりは
先づ學問を教えんとして學校に出す爲めよは出来る限り
百事差縁を行ふの風みて資産あるものは又教育は貧民
社會の有様を改良するものなりとの説に誘はれ大枚の
金を出して學校に寄附し政府は自由に人民の財を廩し
て大小の學校を作り或は強迫と以て子弟の就學を促す
の場合あり教科書は年々殖え行き隨て出づれば隨て變
はり絶間なだ改正の度毎に人民は逐一購求して子供の
需に應せざる可らず其間に立て重なる利益を分ける
のは坊間の書林と學校の役員なり

無益の生を送りて一善を為す所なし此種の人物は西洋社會に於て日に多きを加へ轉た社會實業的黨の勢力を増すのみ

米國今日の富を致して其繁昌に與りて力の大なる人物は決して高等教育を受けたるものに非ず限りある少許の學問と修め早年學校を去て細く商賣を始めたる人の手に成りしとは奇妙に聞ゆるならんなれど事實は掩々可らず左れば多年の間純粹なる專門教育に身を委ねれば世情に遠りて迂闊となるに隨ひ商賣の道に當て失敗と招くものありとは誰れしも疑はざる格言にして米國にて仕上少たる實業家の多くハ夙くに此不經濟なる事實を承知せるが故に若し其子の商人とありて成功全からんとを祈望するときには必ず高等學校の教育と與へざるあり

簡單なる種類の外ならず此論は必ず世より星論となり得る可し何人に限らず、せめて此位の教育を受くるの機會なから可らざることは疑ふまでもなき次第あれども人民の爲に此機會を與ふるは全く地方政府の職分にして中央政府は之に關して助言するの外に干涉するは宜しからず其目的を達するに之曾て時事新報の忠告したる如く寺院を以て學校に充て僧侶を以て教師又任するの得策なると知るあり

可らず
第一 人民の中より勤労を以て殖産工業より事務をもつ
もの、小農、農夫、職人、或は商賈人等
第二 素封舊家の貴族、富豪ある農家商人等は製造
業等
第一種の爲めに純粹なる専門教育を經濟上に眞價あり
として其價の十中の九は唯日國の字を読み之を書くこと
とし實地の運算と心得、少しく地理を知るに在るのみ
第二に向ての教育の高を如何にすべしや甚だ言明し難
し何となれば既に富有の人なれば經濟上の利益の左半
で必要とも思はれざればなり
右の如くに一通り境界を定め二三の例外は固よりあら
んと雖ども一般に考ふれば先づ以て十分なる可し此區
別の大切なることは一國の政府が其人民の爲めに教育
の方針を取るに當り學問の度は如何に極め教育の區域
は何れに限り學問教育の方法は如何にすべきやと計畫
するときに最も明白なる可し
余の一定したる如く専門教育として多數人民の爲に實
用に適して經濟の上に必要な處は到底以上記したる
事項外に外ならず其一義は専門性、實用性、經濟性、教育性

法制局參事官兼三等監視正七位 渡邊 廉吉
任內閣總理大臣秘書官

内閣總理大臣秘書官正七位 渡邊 廉吉
敍奏任官四等賜上級俸

任文部大臣秘書官 文部省視學官正七位 久保 春景
敍奏任官四等

佛國巴里府萬國大博覽會事務處辨ノ爲同國へ派遣被仰
付(五月五日同)

○元山港海關收稅高 去る十六年十一月元山港稅關創設以來昨二十年までの景況を觀察するに其收稅上時々増減ありと雖も概して言ふときは年々増進するの勢なり即ち一昨十九年の收稅總額ハ四萬五千四百九十八圓九十五錢なりしか昨二十年ハ遂に五萬七千百十六圓三十四錢の多額に上りたり此一事を以てするも同港貿易事業の漸々頻繁に赴くを知るへきあり今左に昨二十年中の收稅高及十六年十一月以降一昨十九年に至る收稅高の比較を掲げて参照に供すと去る三月二十四日附を

の豫言せし所なりしが果して同會社は本日（即ち四月十四日）入港すべきバルシヤ號と初めと即ち桑港を以て航路の東端と定め香港へ往返せるの途ヴハンクヴへ寄航することなし南洋汽船會社を以て同地の代理店も充てたり是れまで同會社の汽船は香港を發し横濱と經てヴハンクヴへに着モるを以て其終極とし同所よりは太平洋沿岸會社の汽船に接續し夫より同船は桑港と經て横濱に歸航せしもの故其旅客は勿論荷物揚卸等に不便を感じしこと少からざりしに今後ハ前述の如く桑港より香港まで同一の汽船を以て航行するよどむ相なりたれば其旅客の便益荷物の運搬も亦前日の比にあらざるべしと去四月十四日附を以て在桑港領事館より報告ありたり（外務省）

月別	輸入税		輸出税		關稅		合計	
	日	月	日	月	日	月	日	月
自一月								
至三月	三、五三、六四〇	九九三、八三〇	一五、九三〇	四、九三〇	三〇			
自四月								
至六月	一、四九七、一〇九	一、〇七九、八八〇	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九
自七月								
至九月	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九
自十月								
至十二月	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九	一、一〇九、一〇九
計	五、九三七、八六五、一〇三三	五八〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇	五七〇、一五三、九〇〇
年別	自十六年十一月海關收稅高比較		至十九年十二月海關收稅高比較		年別		收稅	
十六年十一月海關設置	玉、二〇、二一〇	玉、二〇、二一〇	十七年	一八、二三三、五〇	十八年	二五、三八三、八〇	十九年	四五、四九八、九五

○縣會議員選舉結果
員の選舉に際し、
縣下淡路國三原郡
する同郡長の處置を
消の儀を神戸始めて
ては直に之を受取
白川の三氏は同姓
とて去る一日同日
○高等中學校新築
新築工事は本月五
三等技師植田市一
○靜岡縣廳の新築
木會社に於て受領す
る二十日頃より其
は凡る三萬圓餘り

右告示第六十四號
五十八國立銀行本店ノ儀明治廿一年五月
神奈川縣下武藏國南多摩郡八王子八幡

○ 改任辭令	明治二十一年五月七日	大藏大臣伯爵松方正義
内閣總理大臣秘書官	兵庫縣書記官從六位	牧野伸顯
内閣總理大臣秘書官從六位	兵庫縣書記官從六位	牧野伸顯
文部大臣秘書官兼文部省參事官從六位	木場貞長	木場貞長
文部大臣秘書官兼文部省參事官從六位	木場貞長	木場貞長
任兵庫縣書記官	兵庫縣書記官從六位	木場貞長
任兵庫縣書記官	兵庫縣書記官從六位	木場貞長
敍奏任官三等賜上級俸	木場貞長	木場貞長
敍奏任官三等賜上級俸	木場貞長	木場貞長
地ニ移轉シ同日大分縣下豊前國下毛郡中津諸町二番地 ニ支店ヲ設置ス		

の豫言せし所なりしが果して同會社は本日（即ち四月十四日）入港すべきバルシヤ號を初めとす即ち桑港を以て航路の東端と定め香港へ往復せるの途ヴハングヴへ寄航することなし南洋汽船會社を以て同地の代理店又充てたり是れまで同會社の汽船は香港を發し横濱と經てヴハンクヴヘに着モるを以て其終極とし同所よりは太平洋沿岸會社の汽船に接續し夫より同船は桑港と經て横濱に歸航せしもの故其旅客は勿論荷物揚卸等に不便を感じしこと少からざりしに今後ハ前述の如く桑港より香港まで同一の汽船を以て航行するあとは相なりたれば其旅客の便益荷物の運搬も亦前日の比にあらざるべしと去四月十四日附を以て在桑港領事館より報告ありたり（外務省）

月別	輸入	税	輸出	税	順	税	合計
自一月	三、五三三、七四〇	九九三、八二〇	一五、九三〇	四、六三三、三〇	一三、四五七、一〇九	一〇、七一〇	一三、〇五六、八〇〇
至三月	一、一九、二〇〇	八五、六八〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
自四月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
至六月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
自七月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
至九月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
自十月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
至十二月	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
計	一、四九、一〇九	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一〇、七一〇	一三、五二七、八〇〇	一五、九三〇	一三、〇五六、八〇〇
年	別	收	稅	年	別	收	稅
十六年十一月海關設置	至十九年十二月海關收稅高比較	自十六年十一月	至十九年十二月	年	別	收	稅
十七年	一八、九三三、五〇〇	一八、九三三、五〇〇	一九、九三三、五〇〇	十八年	二五、三八三、八〇〇	二五、三八三、八〇〇	二五、三八三、八〇〇
○釜山港輸出入品價格	去る三月中同港輸出品の總價格は八萬五千四百八圓五十八錢此内二萬三千二百十五圓五十二錢は仁川及元山の兩港へ輸送せしものに迄て五千三十二圓は日本へ積戻したるものあり又輸入品の總價格は九萬五千三十八圓十二錢二厘此内四萬四千六百四十一圓は仁川及元山の二港より轉輸せしものなり則ち輸出入總計は十八萬四百四十六圓六十九錢二厘にして輸入の輸出に超過するよと九千六百二十九圓五十	三錢二厘なり(外務省)	○太平洋汽船會社航路延長	同汽船會社が漸次其航路を延長して遂に釜山に達すること至るべしとの首て世人	以て在同港本邦領事館より報告ありたり(外務省)	二十年中海關收稅高	二十年中海關收稅高

○縣會議員選舉結果
員の選舉に際し、
縣下淡路國三原郡
する同郡長の處置を
消の儀を神戸始めて
ては直に之を受取
白川の三氏は同姓
とて去る一日同姓
○高等中學校新築
新築工事は本月五
三等技師植田市一
○靜岡縣廳の新築
木會社に於て受領す
る二十日頃より其
は凡る三萬圓餘り